

給付の金額の例

次の条件で、一時金額及び年金額を計算しています。

予定利率は変動することがあります。

(あくまで概算です。)

■ 条件

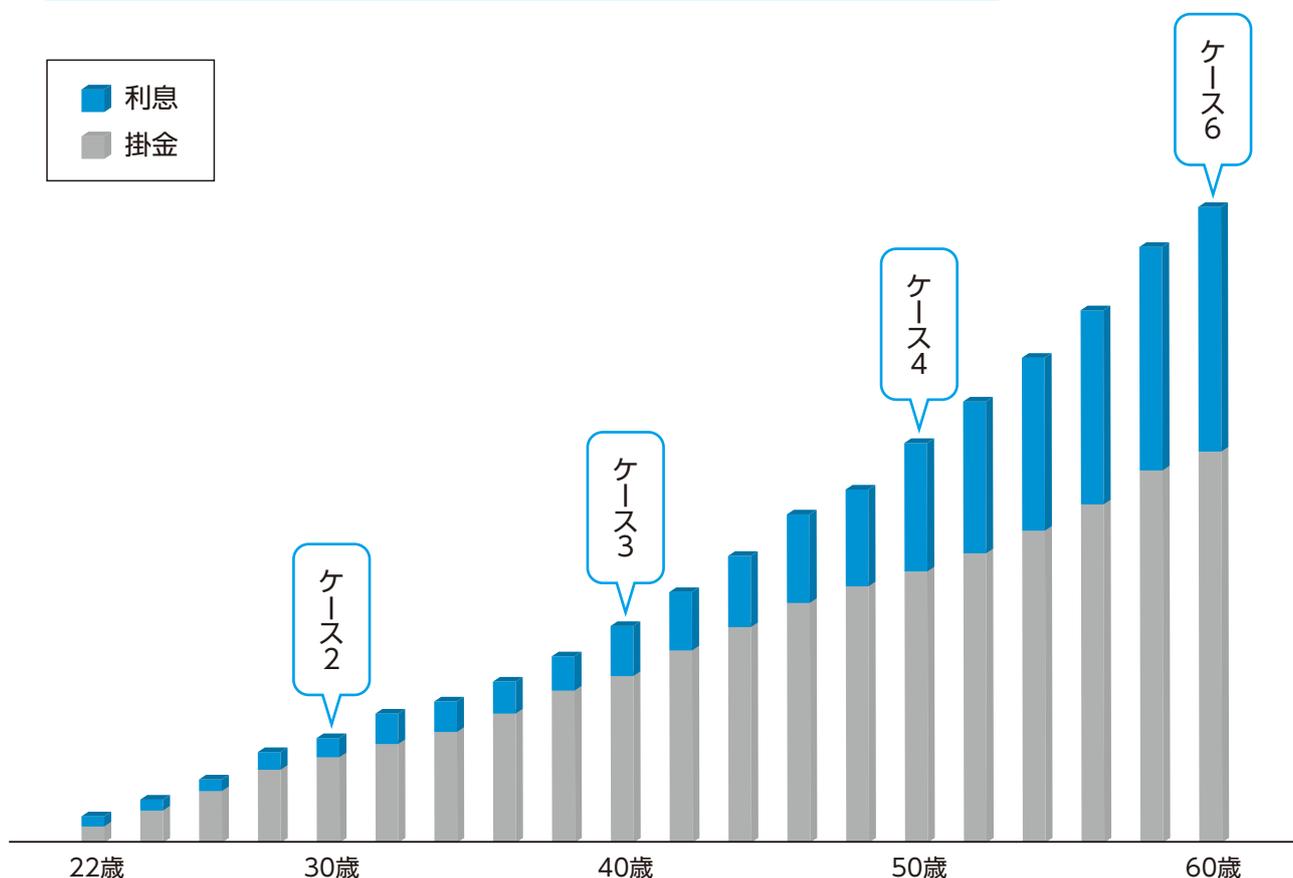
- ① 22歳で就職 10月10日生まれ
- ② 標準給与は次のとおり（標準給与は、厚生年金保険の標準報酬月額と同じです。）
掛金額は、毎月の標準給与×0.8%です。
予定利率は年2.5%で計算しています。

| 年齢 | 標準給与 |
|---------|----------|
| 22歳～24歳 | 260,000円 |
| 25歳～29歳 | 300,000円 |
| 30歳～34歳 | 340,000円 |
| 35歳～39歳 | 380,000円 |
| 40歳～44歳 | 410,000円 |
| 45歳～49歳 | 440,000円 |
| 50歳～54歳 | 470,000円 |
| 55歳～59歳 | 440,000円 |

※ 毎月事業主が負担する掛金と利息により年金資産が積み立てられています。
次の7つのケースより給付額を試算しました。

| | |
|------|--------------------------------|
| ケース1 | 就職して3年未満で退職した場合 |
| ケース2 | 30歳になった10月末日で退職した場合 |
| ケース3 | 40歳になった10月末日で退職した場合 |
| ケース4 | 50歳になった10月末日で退職した場合 |
| ケース5 | 50歳になった10月末日で退職し、60歳まで繰下げをした場合 |
| ケース6 | 60歳に到達したとき |
| ケース7 | 60歳に到達し、65歳まで繰下げた場合 |

60歳まで基金に加入した場合の積立額をイメージした図



ケースごとの給付の金額は次のとおりです。

ケース 1

就職して3年未満で退職した場合

脱退一時金 0円



ケース 2

30歳の10月末日で退職した場合

脱退一時金 229,100円



ケース 3

40歳になった10月末日で退職した場合

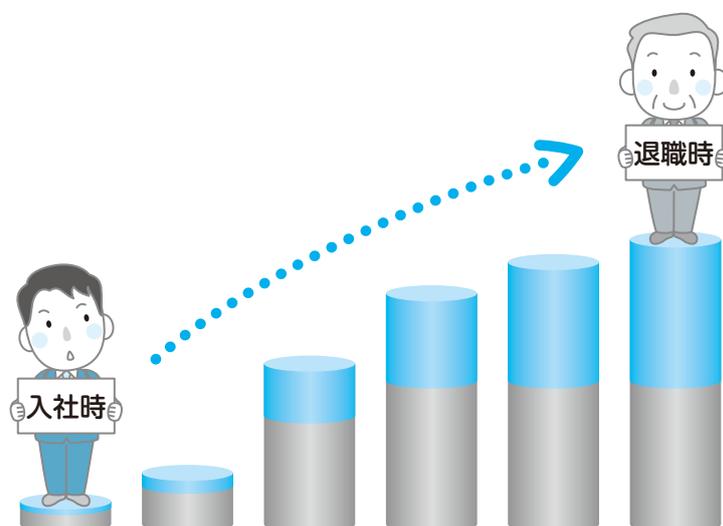
脱退一時金 684,200円



ケース 4

50歳になった10月末日で退職した場合

脱退一時金 1,337,800円



ケース 5

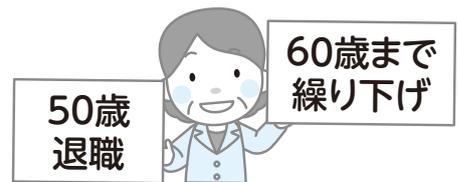
50 歳になった 10 月末日で退職し、60 歳まで繰下げをした場合

ポイント●●●

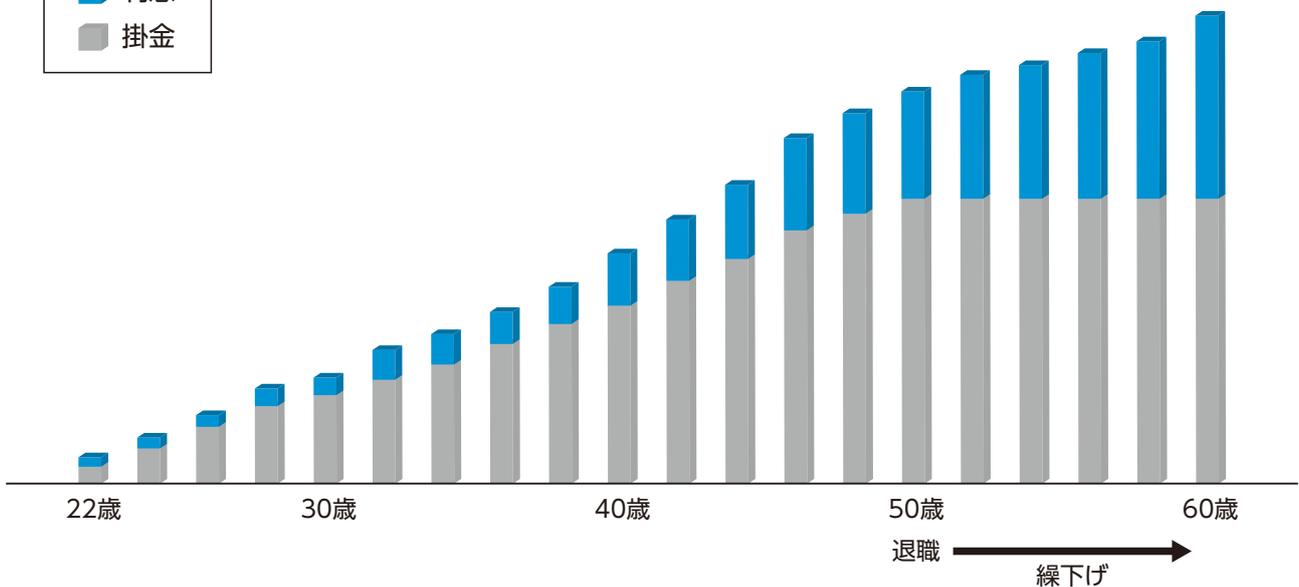
基金に 20 年以上加入した人が退職した場合は、60 歳まで繰下げをすることができます。
繰下げ期間は、利息のみ加算されます。

60 歳から受け取れる老齢給付金

| | |
|------------|-------------|
| 5 年年金(年額) | 364,100 円 |
| 10 年年金(年額) | 193,300 円 |
| 20 年年金(年額) | 108,500 円 |
| 選択一時金 | 1,709,000 円 |



イメージ図



ケース 6

60 歳に到達したときの老齢給付金

| | |
|------------|-------------|
| 5 年年金(年額) | 468,700 円 |
| 10 年年金(年額) | 248,800 円 |
| 20 年年金(年額) | 139,700 円 |
| 選択一時金 | 2,200,100 円 |



ケース7

60歳に到達し、65歳まで繰下げた場合

ポイント●●●

引き続き当基金に加入の事業所へ勤務する人は、厚生年金保険の資格を喪失するまで（最長65歳到達）繰下げをすることができます。繰下げ期間は、利息のみ加算されます。

65歳から受け取れる老齢給付金

| | |
|-----------|------------|
| 5年年金(年額) | 530,300円 |
| 10年年金(年額) | 281,500円 |
| 20年年金(年額) | 158,100円 |
| 選択一時金 | 2,489,300円 |



イメージ図

